

中之条町スポーツ協会会則

第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 この会は、中之条町スポーツ協会という。
- 第 2 条 この会の事務所は、中之条町教育委員会事務局内におく。

第 2 章 目的及び組織

- 第 3 条 この会は、町民スポーツの健全なる発達をはかると共に、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達するため次の活動を行う。
- 1 保健スポーツについて諸問題調査及び研究。
 - 2 各種スポーツの振興。
 - 3 他の団体との連絡。
 - 4 その他、本会の目的に必要な事業。
- 第 5 条 この会の会員は、次のもので構成する。
- 1 町内に組織をもつ各種スポーツ団体。
 - 2 この会の主旨に賛同するもの。
- 第 6 条 この会に、支部及び専門部をおく。
- 1 中之条、沢田、伊参、名久田、六合支部とする。
 - 2 専門部は第 15 条の各専門部より組織する。
 - 3 支部規約については別に定める。
- 第 7 条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利をもつ。
- 第 8 条 この会の会員は、郡の協議会、県及び全国協議会に加入することができる。

第 3 章 役員及び職員

- 第 9 条 この会の役員及び職員は次のとおりである。
- (1)会長 1名 (2)副会長 5名以内 (3)常任理事 各支部、各専門部、スポーツ少年団、スポーツクラブKEYAKI から1名、スポーツ推進委員から若干名 (4)理事 各専門部から1名
- (5)監事 2名 (6)事務局長 1名 (7)会計 若干名 (8)書記 若干名
- スポーツ推進委員の代表は副会長となる。
- 会長、副会長、監事は、常任理事会で選出し、理事総会で承認を得る。
- 事務局長、書記、会計は、会長が委嘱する。
- 常任理事は、第 5 条、第 6 条各号の会員の中より選出する。
- 会長は会務を代表し、会を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。事務局長、書記は会長の指示により会議の記録、書類の保管、その他の庶務を行う。会計は会長の指示により、予算の執行、会計報告、その他一般会計事務を処理する。監事はこの会の経理を監査する。常任理事は常任理事会を構成し、この会の企画運営にあたる。
- 第 10 条 役員の任期は 2 年とし、再選は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は任期満了の際も後任役員就任まで、その任務について責任をもつ。

第 4 章 会 議

- 第 11 条 この会の会議は理事総会、常任理事会とし、会長が招集し議長となる。理事総

会は常任理事及び理事で構成し、年1回以上開催し、事業計画、予算、その他会長が認めた事項を決議する。常任理事会は随時開催し、この会の企画運営について審議決定する。

第12条 すべて会議の成立は構成員の2分の1以上の出席を必要とし、議事の決定は出席者の過半数の賛同を得なければならない。

第5章 経 理

第13条 この会の経費は会費、負担金、その他の収入によって支弁する。

第14条 この会の経理は理事総会に於いて議決された予算によって行われ、会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 専 門 部

第15条 この会に次の専門部を置く。理事総会で必要と認めたときは、他の専門部を置くことができる。

野球・ソフトテニス・テニス・陸上・卓球・柔道・剣道・弓道・山岳
バレーボール・バスケットボール・バドミントン・ソフトボール・サッカー
スキー・水泳・スケート・ゲートボール・少林寺拳法・ゴルフ
グラウンドゴルフ・ボウリング・空手

第16条 各専門部に次の役員をおく。部長 副部長 事務局
役員は専門部で選出し、会長が委嘱する。

第7章 雑 則

第17条 この会則は理事総会の議決を経て変更することができる。

第18条 この会の運営のため必要な事項は常任理事会に於いてその都度定める。

附 則

この会則は昭和33年4月1日より適用する。

昭和41年5月26日	一部改正	平成25年4月5日	一部改正
昭和45年5月12日	一部改正	平成27年4月6日	一部改正
昭和60年4月30日	一部改正	平成28年4月4日	一部改正
昭和62年4月30日	一部改正	平成30年4月6日	一部改正
平成3年4月11日	一部改正		
平成8年4月18日	一部改正		
平成11年4月13日	一部改正		
平成13年4月10日	一部改正		
平成21年4月14日	一部改正		
平成22年4月8日	一部改正		
平成24年4月10日	一部改正		